

改訂後	改訂前
店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）	店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）
店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について
(1. ～ 5. 省略)	(1. ～ 5. 省略)
6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。	6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。
SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局	SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局
OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁	OCBC Securities Private Limited 証券業：シンガポール通貨庁
Haitong International Financial Services(Singapore) Pte. Ltd. 証券業：シンガポール通貨庁	Haitong International Financial Services(Singapore) Pte. Ltd. 証券業：シンガポール通貨庁
AxiCorp Financial Services Pty Ltd 金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会	AxiCorp Financial Services Pty Ltd 金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会
ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁	ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁
<u>(削除)</u>	<u>Squared Financial Services Limited</u> <u>金融商品取引業：アイルランド中央銀行</u>
ADS Securities 証券業：英金融行為規制機構	ADS Securities 証券業：英金融行為機構
トレーダーズ証券株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁	トレーダーズ証券株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁
CFH CLEARING LIMITED Liquidity Provider：英金融行為規制機構	CFH CLEARING LIMITED Liquidity Provider：英健全性規制機構
Forex Capital Markets Limited Liquidity Provider：英金融行為規制機構	Forex Capital Markets Limited Liquidity Provider：英金融行為機構
(以下、省略)	(以下、省略)

<p>(店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(口座開設について 省略) (当社の為替リスクについて 省略)</p> <p>お取引について (1. 取引対象～14. 約定の訂正等 省略)</p> <p>15. 証拠金 (1) 省略</p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p>【約定必要証拠金】</p> <p>新規取引時 (注文の際を含む) に必要となる証拠金は、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人口座、法人口座とも最低 4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人口座の場合は、金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に 4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 27 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを</p>	<p>(店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(口座開設について 省略) (当社の為替リスクについて 省略)</p> <p>お取引について (1. 取引対象～14. 約定の訂正等 省略)</p> <p>15. 証拠金 (1) 省略</p> <p>(2) 証拠金必要額</p> <p>注文の際に必要な証拠金は、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人口座、法人口座とも最低 4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人口座の場合は、金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に 4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 27 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出されます。</p>
--	--

<p>用い算出されます。<u>約定時必要証拠金の計算式は以下のとおりです（ただし、対円通貨ペアについて換算レートはありません）。</u></p> <p><u>新規約定時の取引レート×Lot 数×取引単位×新規約定時の換算レート（仲値）×4%（法人口座の場合、為替リスク想定比率に応じて変動あり）</u></p> <p>【維持必要証拠金】</p> <p><u>ロールオーバーしてポジションを維持するために必要となる証拠金を指し、各通貨ペアとも取引の額に対して、個人口座、法人口座とも最低4%以上の証拠金が必要となります。なお、法人口座の場合は、一般社団法人金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を取引の額に乗じて得た額と、取引の額に4%を乗じて得た額のどちらか高い額以上の証拠金が必要となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデルを用い算出されます。維持必要証拠金の計算式は以下のとおりです（ただし、対円通貨ペアについて換算レートはありません）。</u></p> <p><u>終値×Lot 数×取引単位×ロールオーバー時の換算レート（終値の仲値）×4%（法人口座の場合、為替リスク想定比率に応じて変動あり）</u></p> <p><u>なお、ロールオーバー時に純資産額が維持必要証拠金の額を下回った場合には、追加証拠金が発生いたします。追加証拠金については、「8. 追加証拠金制度」をご確認下さい。</u></p>	
---	--

<p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】</p> <p>主な事業：<u>金融商品取引業務</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>商品先物取引業務</u></p> <p>商品投資関連業務（競走用馬）</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 31 年 3 月 16 日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】</p> <p>主な事業：<u>国内外の上場有価証券の取次業務</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引業務 (FX・CFD)</u></p> <p><u>店頭商品デリバティブ取引業務</u></p> <p>商品投資関連業務（競走用馬）</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
---	--